

平成22年度 第2回

(2010年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 平成22年9月3日(金)午前10時00分

場所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

平成22年度 第2回吹田市景観まちづくり審議会会議録 (要点筆記)

1. 開 会

樽上都市整備部総括参事

2. 市挨拶

山中副市長

3. 会議進行

樽上都市整備部総括参事

4. 案件説明

西山都市整備室参事

議案第2号 景観まちづくり活動事業補助金について(諮問)

A 委員 OPH 郷の会自治会の件について、一人につき一区画もらうということだが、苗床などは一切ないのか。

西山都市整備室参事 今伺っている範囲ではない。

A 委員 買ってきたものを植えるのか。

西山都市整備室参事 はい。

A 委員 苗をみんなでつるとか、そういうことで活動が広がる可能性があるのであれば、みんなで苗を植える場所も含めて考えていただければ、活動としては良いのでは。個人の満足になっているような気がする。

鳴海会長 苗を買ってくるから、ちょっと高いのでは。

B 委員 そうですね。景観まちづくりの一つのツールとして花を育てていくのは非常に大事だと思うが、種から育てるという話と、それをうまくアレンジするという話があって、「苗を育てる場所」と「見せる場所」というのは、それぞれ違う。少し分けて考えるという話もあるし、集中的なところは、みんなで育てると、そこで一つのコミュニティーの形成にも役立つこともあるのではないかと思う。少し気になるのが、限定的な場所に花づくりが限られているので、これからの課題かもしれないが、もう少し専門的な人とお話されて、要所所に広げていくことも考えていく方がいいのかなと思う。という意味で、一人で一区画という考え方が妥当なのかどうかというのものもある。少なくとも

20 名の方が参加されるという、そのこと自体はいいと思うが、別々にやるというのがいいのかどうかということは、併せて考えておく必要がある。

C 委員 これは 1 年限りの活動か。あるところまでもって行って、あとはうまく運営されるのか。

西山都市整備室参事 実際 1 年間やってみられて、各区画を個人がさわっているという状態にどうしてもなる。この補助金がいただけたらというお話だが、今回は、花壇全体をみんなで考えるということをやって、その実績が目に見えるものになったところで、各個人の管理というのはそのまま、全体でみんなで交流時間をつくっていきましようという流れでいけるのではないかと考えておられる。一年間、この補助金をもらって、目に見えて感じられる成果があれば、次年度以降は各個人負担に戻っても、自分のところだけでなく、全体をみてみんなでやろうということがやりやすい。

A 委員 細かい話だが、水やりも自分の区画だけしておられるのか。

西山都市整備室参事 今そうされているかまではお話の中で出てこなかった。ただ、お話を聞いている中では、区画を任されるということもあるので、自分の区画の周りくらいはまいてらっしゃるかもしれないですが、全部をどなたかがやるということはないのではないかと思います。

C 委員 我々の団地でも、建て替えを機にガーデニングクラブをつくりませんかとしかけを持ちかけてスタートしたりするが、あとはみなさんでどうぞとなるので、何年かすると、どうしても活動が下向きになる。自発的にやるということは、一方では非常にうれしいことではないかと思う。

鳴海会長 申請書には、1 区画 1 人というのはどこに書いてあるのか。

西山都市整備室参事 収支予算書の負担金というところに「10,000 円 × 計 20 区画」と書いてあるところになるが、申請を提出した意向を伺った時に、自治会の運営委員会の参考資料として、花壇の区分と、管理の区分というものも見せてもらった。今現在の状況としては、17 名の個人と、3 区画に関しては「きらく会」という老人会が持っておられる。個人でもっておられる場所についても何人かで一緒にやるということもあったので、必ず 1 区画が 1 人の区画という決まりはない。

D 委員 この時期にはこういう花をこういう風に植えましょう、色はこんな色でどうですか、だから全体で見たらきれいですねということ、全体を誰かが

統括してやっているなら補助金の対象になると思う。自分の趣味だけの場所を提供するのは、ちょっと違うのではないかという気がする。例えば、市民農園を借りるなら利用者の方がお金を払う。収穫は自分のものになるが、お花でも自分が楽しむのであれば、誰かが全体を見て、きれいにするという分担が決められているのであればいいと思うが、趣味でやられているなら、ちょっとおかしいのではないかという気がした。

西山都市整備室参事 D 委員のおっしゃるとおりで、今回の申請は、個々人でやっているのを解消するためのご提案である。この一年間やってこられて、区画の管理の費用、花の苗や種の費用を個人に持ってもらっているがために、自分がお金を出したのだから自分の好きなようにしたいという人がどうしてもおられる。全体としてこんな風にやりませんかということの花壇運営委員会の方から提案はされるそうだが、口だけ出してお金は出さないで、最終は個人に任せてしまうところもあった。今回補助金をもらえれば、その費用で、みんなでこういうものをつくりましょうと、専門家の意見もいただいて、こういう風につくれますよということができるのでは、という事業提案である。

B 委員 確認ですが、今の花壇の部分というのは、花壇スペースとしてあらかじめ整備されているところなのか。また、先ほどの説明の中にもあったが、他の場所にも花壇スペースはあるのか。

西山都市整備室参事 花壇のスペースということで、作り付けの部分というのはこの部分だけである。それ以外の部分というのは、今年度自治会で、吹田市と「みどりの協定」というものを結んだ。こちらの制度は、いろいろな要件はあったが、道路際に約 50 基のプランターの提供があり、そこをお花でかざるということを考えておられる。景観まちづくり活動団体をつくるにあたっては、どういう維持管理にもっていくかということは自治会内部で検討になるだろうということだったが、沿道のプランターやこの花壇、各戸のベランダガーデニングなど、みんなの目に映る景観を良くするということへもっていけるような団体をつくりたいと考えておられた。

B 委員 ということは、この 80 m²ぐらいの作りつけられた花壇のあり方のようなものもぜひ考えて、単に区画を分けながら修景するという従来のやり方は少し自治会も疑問をお持ちで、ここも拠点にしながら、苗づくりみたいな

ものを、花の苗をプランターに植えるとか、ここの活用のあり方のようなものを考える事業であると理解してよいか。

西山都市整備室参事 はい。

A 委員 補助金にくっつけてアドバイザーの派遣をしてもらうのは可能か。

西山都市整備室参事 制度的には、市民の方々からご相談いただいて、派遣をさせていただくということですが、千里山でも昨年したように、派遣を要請してくださいということ、こちらからも持ちかけている。

鳴海会長 どういう経緯で花壇を住民がみるようになったのか。

西山都市整備室参事 我々が知りえたのは、建築の景観協議の中で、図面の中に「共用花壇」というものがあつたので、建替えにあたっては住民の方々と公社の方とで協議を重ねられた結果だと思う。詳細は存じ上げていない。

久副会長 たまたま、谷川会長と情報交換をさせていただいているが、公社の賃貸住宅の建替えの際に、いろんなワークショップや、井戸端会議をして、意見交換をしている。その中に公社の設計の方も関わって、公共空間を大切にしようという話になった。集会室や集会室周りの外構も非常に面白い造りをされているし、その中で、ここが一つの溜まりのスポットということ、住民も認識をされて、ここに何か仕掛けをしようということで、花壇ができた。ついでに管理も自分たちですというお約束の中でこの花壇が位置づけされている。実際にやってみたが、ばらばらになってしまったので、少しテコ入れしようということで、今回これが申請されたというストーリー。そこをちゃんと計画書にいれるべきである。こういう経過があって、今回こういう事業を絡ませることによって、住民とのつながりづくりのためにもやっていきたいし、デザイン的にもより統一感のあるデザインにもっていきかけにしたいということが、計画書に書かれておればわかりやすかった。

鳴海会長 久副会長が言ったように、この花壇の位置づけが、設計プロセスで共用花壇という位置づけになって、これを地域の方々で共同で一つの空間として活用するという目的のもとに、設けられた花壇であるということ、それをふまえて、そこをどういう体制でうまく活用していくかという、花壇についての責任者の名前もないし、どういう方々がどういう目的でやることになっているかということ、明らかにしていただいた上で、花壇が持っている目

的をより実りあるものにするための工夫を、この一年間、この補助金でやっていただきたいと、ご指導いただくことを前提として認めたらいいかと思うのですが、このままだとちょっと問題があるので、事務局でできるかどうか確約していただければそれでいいのではないかと思います。

久副会長 両方の活動に係る話だが、もう一度要領に立ち返って見たが、「活動団体スタート支援コース」は、「景観まちづくり活動団体」の認定を受けるための団体の活動がスタートすることを支援するという目的で、「まちのルールづくり支援コース」というのは、地区計画や景観協定などのルールに持っていくための支援という目的がある。だとすると、最終的に数年経ったときに、郷の会自治会は活動団体としての認定を受けてもらわないといけない。さらに千里山まちづくり協議会はなんらかの形の法的な根拠のあるルールにまでもって行ってもらわないといけない。それが担保されないと単なる活動助成になってしまう。ここをもう一度我々も確認しないといけないが、団体も確認をして欲しい。大阪市がもう十数年まちづくり活動の助成制度を持っているが、最近かなり気になってきているのが、単なる活動助成になってきている。例えば、まちあるきのイベントをして、成果物としてまちあるきの地図をつくったり、それだけで終わってしまう。それはきっかけであって、最終的にはまちのルールにもって行っていただかないといけない。ここはかなりハードルが高くしんどいので、地域・団体が逃げてしまう。ここはかなり気をつけておかないと、単なる活動助成金に終わってしまう。だとすると、これは吹田市でも別の部署でやっている。そこと、都市整備部がやっているのと何が違うのか、最終的にはルールにもって行ってもらうというのが想定である。千里山のまちづくり作法集も、箕面の萱野中央のまちづくり作法集を参考に作られていると思うが、萱野中央のまちづくり作法集は、最終的にそこでルール化をしないといけない部分は、地区計画なり景観形成の基準に置き換わっていている。そういう意味では、萱野中央を参考にしていっていただきながら、最終的にやはりルールにもって行っていただくという覚悟をして欲しいと思う。ちゃんと担保ができるのであれば、単なるお金だけが欲しいということではなくなるので、そのあたりを団体にももう一度認識して、事務局も数年後、本来の成果が出ているのかというチェックをちゃんとできれば非常に有効にお金が使われるのではないかと思います。

ので、要領に立ち返って考えていただきたい。

鳴海会長 助成するときに、事務局の役目も一緒にある。やったきりじゃなくて。そこはどうお考えか。それまでやるのか。相当言ってあげないと、儲かったと思われては困る。ここで、こういうプロセスの現状を認識した上で、すでにあるこの団地の方針に合わせてよりいい環境をつくっていきたいという、学習のプロセスと、それを実行していく組み立てを育てていくのにお金をあげる。市の方で何か関与しないと、あげたきりになってしまうが、そのあたりはどうなっているか。

西山都市整備室参事 制度的なところとしては、単年度での判断となるので、その点からすると結果としてあげたきりになってしまったとしても、支給はできるが、この制度をなぜ作ったのかということも、懐ではもっているの、そういったことにならないようにというのは、行政使命だと思っている。

鳴海会長 前回は条件付で認めたということもあるが、条件付というのはただ文書で、「こういう条件で認められた」と渡すだけでは意味がない。何回でも口で言ったりしないと実効性がないので、そのようにやって欲しい。そのようにやれとはどこにも書いていない。それは言外にやらないといけないことなので。

久副会長 シビアな話をすると、E委員のように事業者からみると甘いと思うところがあって、この20万円というのは、市のお金でありながら職員のお金ではないという意識がある。だから、目的どおりに効果を発揮しようとしまいと、職員一人一人にとってはどうでもいいという感覚になってしまうと甘くなる。20万円を差し上げただけの効果というものはやはり考えていかないといけない。そのときに、何のために差し上げているのかということ、要領に書いてある通りに効果が発揮しないといけない。そこは差し上げた側がフォローをしていかないといけないし、さらに、いろんな市民活動助成の審査をさせてもらっているときに、団体には申し上げるが、「私たちが審査をさせてもらっているのは、活動の内容じゃない。活動の内容はみなさんすばらしいことをやってらっしゃる。我々が審査させていただいているのは、そこに税金を投入する意味というものがあるのかないのかという一定の評価をさせていただいているのであって、お金を差し上げないということは、活動を評価していないということではない。」ということを必ず申し上げる。この場合も、

花を植えたり、作法集をつくるということはとてもいいことだが、そこに 20 万円、17 万 4500 円が入るという意味を、市役所側ももう一度、税の投入という意味や意義を考えないといけないし、さらにいただいている団体も、税をいただいているという、公共的な意味合いをさらに認識していただく必要があると思う。その一点をきっちりしておくだけで、引き締まった運用になると思うので、もう一度その確認をお願いしたい。

鳴海会長 そういうことを申請者にお伝えし、市からも実行できるようにアドバイスしていただくということで、この二つを認めたいと思うがよろしいか。

D 委員 相当市の方からご指導がないとうやむやになりそうな気がするので、よろしくお願いしたい。

E 委員 他の部署でも補助金があるが、報告書などを出さないところもあるようで、補助金を上げるというのもいいが、報告書を出さなかったらどうするのかというところも、これから考えていかないといけないと思う。その通りに進まなかったらどうするのかということで、その補助金が「こういう仕組みでやってください」と条件をつけても、もらうだけで一年間終わりというときにはどうなるのか。

西山都市整備室参事 補助金の制度については、この審議会で補助案についてご意見をいただいて支給決定を行う。まずは概算交付というような形でお渡しする。年度末を越えたところで報告書を提出していただいて、その際に申込書に出ていた内容以外のものがないかどうか、支出したのものには全て領収書がついているかどうか、実行された内容が認めた内容と合っているかどうかについて、市の内部で審査を行って、途中で方向が変わったという場合には、審議して認められた分だけを支給する。審議の内容で変えなさいと言われた分に対応された分については、審議会のご意見通りなのでその分の支給をみて差し上げるということもある。去年の千里山まちづくり協議会でみると、事業を一つ考えていたのを二か年に分けた。その中でいくつかのイベントを足すという変更をされて、その分についての支出は、当初考えておられた予算よりも低くなっており、届け出られた内容以外の分については報告には載ってこなかったもので、単純に減額させていただいた。報告書を出さない、言っていた事業をしなかったということになると、最終確定額は「0」ということになるので、一旦お渡しした支

給額は全額お返しいただくことになる。

E 委員 私が言いたいのはそういうことではなくて、お金をもらったら何かに使うので「0」というのはありえないが。活動に対して助成するということだと思う。会合をどれくらい開いているかということを経途中で報告書があるということで、終わったときの報告書というのは、もうどうしようもないので、一つ一つの会合の報告書や議事録などみられればそれでいいのでは。途中でその方向に向かっているかどうかということが、使ったお金よりも大事で、方向を確認すべき。何をやってきたのか、どこに進んでいるか、誰が参加しているか、どういう風な決まりがあるとかだけでもきっちり出すべきではと思う。花でも枯れたときに少しましだとか、いろいろレベルがあると思う。冬場どうなっているとか。レベルをきちっと高い位置にもっていかないといけないと思う。そのためには、何かの縛りがなかったら人は甘えてしまうところがあるので、管理体制をしっかりとって欲しい。税金を使って活動していくということで真摯な気持ちでやっていってほしい。

鳴海会長 中間報告は義務付けられているのか。

竇田都市整備部長 この件について、昨年度から始めたということで、市民はもちろん初めての経験で、市も手探りの状態というのもあるので、進行管理をしながらお互い合法性を見出していく作業が、この事業の本来の目的かと思うので、ディスカッションをして進行管理ができるシステムや手続きを考えていきたい。

久副会長 そのときに、目的というところから始まる。目的が固まっているかどうか、今の状況が目的に合致しているかどうかということを経常に確かめながらやるというのが「PDCA」ですが、今回も危ういなと思うのが、資料1-1でも「P」が揺らいでいる。ですから計画書を書き直してもらった方がいいのではないかと言ったのは、特に「P」の部分で、何を目的としているのかということを経しっかりと書いてもらうことによって、団体にも理解をしてもらい、ちゃんと書ければ我々もちゃんと評価ができる。そこをもう一度確認をしてほしい。

鳴海会長 手続き的にもう一度書き直していただくということは可能か。

西山都市整備室参事 可能だと思う。

鳴海会長 再度会議を開く余裕はないので、書き直していただいたもの

を拝見させていただいて、それに今日出た意見が十分反映されているかを確認して、反映していないと、今日出た意見を伝える文言を沿えて助成するという段取りでよろしいか。時間と手間はかかるが、そうしないと助成を受ける方自体が、緊張感がないと困るので。

D 委員 例えば事業費として苗代とあるが、21 区画で 35 万円でしたら 1 区画 2 万弱。自分で農園をやっていて、1 年間に 2 万円も苗代は払わない。半分は趣味でやられている方が多いと思う。趣味を活かしながら全体をきれいに魅せるというのは非常にいいことだとは思いますが、補助金を毎年継続して出されるのか。そうでないのであれば、この先このきれいな花壇が持続されるにはどうしたらよいのか、補助金をはじめに出すときに、申請された方々が、永続的にちゃんとできるように言われてなかったら、補助金なかったらやめるということなら、なんのためにやっているのかわからない。

鳴海会長 直感的に見て、苗代が高すぎる。

久副会長 細かいことを申し上げるが、もし補助金がなければ、一人当たり 17500 円払わないといけない。税が投入されることによって、一人当たりの単価が 1 万円に減っている。ということは、7500 円の負担金を税で受け持っているというニュアンスになる。そういうニュアンスであれば税の投入はできない。この一人当たり 7500 円に相当する分を補助金から投入されているということの意味合いをもう一度確認して欲しい。そこがちゃんと言えないと事業仕分けや監査の際に極めて危ない。

D 委員 例えば、種をとって、これは永続的にやっていくということを当初に入れておいたら、ずっと生きると思うが、継続的にやっていただくにはどうしたらいいかなという、計画書を提出されるなら、提出していただいた方が、先生方のご意向もくめるのではないかと思う。

久副会長 アドバイスの的に言うと、理屈がちゃんと通っていたらよい。もし私ならこうするという話だが、通常は個人負担金で区画を借りる。すると口出しをするなということになる。自分のお金で借りているので、好き放題やってもいいという理屈になる。ところが、今回は 7500 円市のお金が投入されているので、勝手なことは許さないという話で、そこで今回はみんなで話し合うという雰囲気をつくってしまう。来年度は延長上で、話し合ってもこんだけいいものができるという実感をもってもらって、来年度からは 17500

円をそれぞれの区画で払ってもらってやりますという理屈であれば、7500円分の投入の意味というのが意味明確になる。そういう理屈をつくって欲しい。

西山都市整備室参事 申請書を書き直して、委員の皆様へ送付させていただくなどさせていただきます。

鳴海会長 最終的な文案等は私の方とでやりたいと思う。

用途地域等都市計画の見直しについて（報告）

A 委員 高度地区の既存不適格の話があったが、マンション以外の建物用途については認めないということか。

樽上都市整備部総括参事 この案が通った後以降で既設建物が不適格建築物になっている場合、今後建替えの際には法の中に収めた建物にしていただきたい。分譲マンションについては、個々の財産権があるので、とりあえず法の中に収めることができなかつたときに限り、そこまでの高さの範囲内で許可をしていこうと考えている。

鳴海会長 高さについて住民アンケートをしたということだが、どういう項目か。また、近隣市とだいたい同じ設定なのか、違うのか教えて欲しい。

樽上都市整備部総括参事 いろんな項目を設定させていただいた中で、高さについてどうかというアンケートをとらせていただいたときに、マンションが建っているところでは、「高い建物が建つと困る」という項目をつくっていたので、周辺からすると困るという回答をされた方が概ね7割だった。受認できる高さなのかどうかという項目をつくったときに、概ね8階建てくらいまでなら受認できるというご意見がたくさん出てきたということで、基本的なベースとしては、吹田市は16mや25mという高さ制限のゾーニングを考えていた。3000人の抽出を、できるだけ重ならないように吹田市内を7ブロックにわけているので、万博を除いて6ブロックに満遍なくいろんな年齢層の人が回答できるような抽出方法でご意見をいただいた。回収率も、概ね50%になっていて、多くの方に回答いただけたと思う。

鳴海会長 景観でも高さのアンケートをやったことがあると思うが。

樽上都市整備部総括参事 景観のときは、基準をつくる際に同じく

3000 人の抽出をさせていただいた。その時はどちらかという、色彩という項目を中心にあげさせていただいていた。

D 委員 日照権の問題が、16m にしても相当問題になるのではないかと
思うが、それが高度地域に指定されたということはどういうことか。

樽上都市整備部総括参事 あくまで高度地区で今回地域の高さのゾーニングをさせていただいたが、日照権というところは建築基準法の中に日影規制という制限がある。その部分については変更していないし、今までも高度地区という設定の考え方は、北側への日照確保のための制限ということで高度地区の制限をしていたので、今までの斜線制限というのは残したままで、地域地域に相応しい高さのゾーニングという考え方をした。あくまで高さで、16m や 25m などの高さのゾーニングをしたが、基本的にそこまで絶対に建てられるわけではなくて、それぞれの敷地にいろいろな建築制限がかかっているので、ゾーニングをしているところでも建たないケースもあるし、逆にいうと、31m や 25m のところでもそういうケースが出てくる可能性はある。基本的にはその地域のイメージの高さはこういう高さだというはじき方をしている。

D 委員 日照権は当然従来どおりということか。この図面でみるとほとんど不可能なところが多くなるのでは。

樽上都市整備部総括参事 高層住宅地が多く集積しているところという中でも 16m というゾーニングをしている。16m というのは共同住宅を建てる場合であれば概ね 4 階建て程度。敷地の形状や道路の形状などからすると概ね 4 階建てくらいまでは、今までも建つ可能性はあった。今後も建つ可能性としては十分あると思う。それ以上のものを建てる時に、緩和規定という形で、建物の圧迫感を軽減するために、敷地から建物を後退していただいて、今の環境を維持する形で高さを認めていく。

鳴海会長 後退した高さは変わっているが実際には 4.5 階というのはいえないので、一つ一つみていかないと意味がない。41m とか 21m とか 25m でも中途半端なところで高さが決まっても意味がない。

樽上都市整備部総括参事 16m や 25m や 31m のはじき方というのは、もともと共同住宅の階高が 3m 程度なので、8 階建てなら 24m、床下を足して 25m という高さの設定の基準を考えた。1.25 倍とかの + の緩和の数

字について、基準的にはもともとの隣地境界からの斜線制限の係数を用いている。

平成 22 年度の今後の事業について（報告）

報告のみ

その他（中田委員よりストック再生実証試験現地公開のご案内）

報告のみ

5. 閉会

鳴海会長 次回は平成22年11月17日(水)午後開催とする。

樽上都市整備部総括参事 次回開催案内及び議事録は後日委員各位に送付する。